

株式会社ジーフット コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンス基本方針の目的と位置づけ

コーポレートガバナンス基本方針は、株式会社ジーフット(以下、当社という)の企業経営と企業統治に関する基本姿勢の方針を明示したものであり、すべての企業活動の指針となるものです。本基本方針は、関連する法令の改正、社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて、コーポレートガバナンスへの適合性を維持するため、必要に応じて見直しを行い、本方針の制定・改廃は、取締役会の承認によるものとします。

第2章 コーポレートガバナンスにおける基本姿勢

1. お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

2. 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

3. 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

4. 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

5. 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

1. 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
2. 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
 - ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
 - ② 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
 - ③ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
 - ④ 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化します。
 - ⑤ 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

第3章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

1. 当社は、株主がその権利を適切に行使することができるよう、開かれた株主総会を目指し、早期の株主総会招集通知の発送、わかりやすい記載、議決権行使の利便、対話型の総会運営等に努め株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
2. 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の15日以上前までに発送し、直ちに当社及び東京証券取引所のWebサイトに当該招集通知を開示します。

(株主の平等性の確保)

1. 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行います。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

1. 当社の政策保有株式の保有方針は、営業上の取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的とします。

2. 政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するかどうかを判断のうえ、営業上の取引関係と株式保有によるリターンを勘案して判断します。

第4章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準及び利益相反)

1. 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければなりません。

(ステークホルダーとの関係)

1. 取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮します。

第5章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

1. 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の関連する法令並びに関連する金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示します。

第6章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

1. 取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図り、全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負います。

(独立社外取締役の役割)

1. 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、

当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとします。

(取締役会議長)

1. 当社の取締役会議長は、社長が務めます。
2. 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければなりません。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

1. 当社の取締役会の人数は3名以上12名以下とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とします。

(指名・報酬諮問委員会の設置)

1. 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を置きます。
2. 指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役、独立社外監査役、代表取締役社長で構成され、委員長は独立社外取締役から選定します。
3. 指名・報酬諮問委員会は、その透明性及び客観性を確保することを目的とし、取締役会に助言・答申します。

(取締役の資格及び指名手続)

1. 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。
2. 当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされます。
3. 新任取締役の候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査を経た上で、取締役会で決定されます。

(監査役の資格及び指名手続)

1. 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければなりません。
2. 新任監査役の候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定されます。

(独立社外役員の通算の在任期間)

1. 最初に独立社外取締役就任してからの通算の在任期間が、再任後に10年を超えることになる者は、原則として、独立社外取締役として再任されません。
2. 最初に独立社外監査役就任してからの通算の在任期間が、再任後に8年を超えることになる者は、原則として、独立社外監査役として再任されません。

(独立社外役員の兼任制限)

1. 当社の独立社外取締役及び独立社外監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任できません。

(取締役の責務)

1. 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければなりません。
2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行します。
3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規定その他の当社の内部規定を理解し、その職責を十分に理解しなければなりません。

(取締役会・取締役の自己評価等)

1. 取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行います。
2. 取締役は、取締役会の実効性、自らの取締役としての業績等について自己評価を実施します。

(取締役及び監査役の研究及び研修)

1. 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し研鑽を積まなければなりません。

(取締役会の議題の設定等)

1. 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければなりません。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

1. 独立社外取締役及び監査役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、

社内取締役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができます。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

1. 取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び答申を経た上で、取締役会で決定されます。
2. 業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければなりません。
3. 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものであり、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはなりません。

第7章 株主との対話

(株主との対話)

1. 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努めます。
2. 当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に従った法定開示及び自主規制機関の要請する開示並びにIR等の任意開示により必要十分な情報の適時・適切な開示に努めるとともに、株主と建設的な対話を行うものとします。この際は、インサイダー情報の管理に配慮するとともに株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

以上

2016年5月19日制定

2017年5月18日改定